

保守点検業務委託契約書

- 1 対象機器 透析用監視装置20台
対象機器及び保守明細は別表のとおり。
- 2 委託期間 契約締結日から令和8年2月28日までの間に実施完了すること
- 3 委託料●●●●●円
うち取引に係る消費税額及び地方消費税額●●●●●円
- 4 委託料の請求方法
点検の履行完了後に一括で請求する。

委託者地方独立行政法人市立大津市民病院（以下「甲」という。）と受託者●●●●●（以下「乙」という。）との間に、頭書の対象機器（以下「対象物件」という。）の保守点検業務について、次のとおり契約を締結する。

（主記）

第1条 甲は、別表記載の目的を達するため、対象物件の保守点検業務（以下「委託業務」という。）を乙に委託し、乙は、これを受託するものとする。

（委託期間）

第2条 委託期間は、頭書の委託期間（以下「委託期間」という。）のとおりとする。

（委託業務の内容）

第3条 委託業務は、別表のとおりとする。

- 2 定期点検を実施する日時は、甲の指定する日とし、内容は別表のとおりとする。
- 3 乙は、対象物件の設置場所に技術員を派遣して、定期点検及び故障修理を実施するものとする。

（委託業務の実施時間）

第4条 委託業務は、大津市の休日を定める条例（平成元年条例第67号）に規定する大津市の休日を除く日の8時30分から17時15分までの間に実施するものとする。ただし、緊急やむを得ないときは、この限りでない。

（委託料の請求及び支払）

第5条 乙は、頭書に掲げる委託期間が満了したときは頭書の委託料の請求方法に従い、委託料の支払請求書を甲に提出するものとする。

- 2 甲は、前項の規定による適法な支払請求書を受理したときは、受理した日から60日以内に委託料を乙に支払うものとする。

（履行の確認）

第6条 乙は、委託業務の履行を完了したときは遅滞なく甲に対して業務完了報告書を

提出し、履行の確認を受けなければならない。

- 2 乙は、前項の確認の結果、不合格となり、補正を命じられたときは、遅滞なく当該補正を行い、再確認を受けなければならない。

(費用の負担)

第7条 委託業務の実施に必要な器材等に係る費用は、電気及び水道に係る費用を除くほか、全て乙の負担とする。

(権利義務の譲渡の禁止)

第8条 乙は、この契約に基づいて生じる権利義務を第三者に譲渡してはならない。

(再委託又は下請けの禁止)

第8条の2 乙は、第三者に対し、委託業務の一部又は全部の実施を委託し、又は請け負わせてはならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、乙は、仕様書に定めのあるとき、または甲の承諾を得たときは、委託業務の一部を第三者に委託し、又は請け負わせることができる。この場合において、乙は、当該第三者の名称及び委託し、又は請け負わせる業務の内容を甲に通知しなければならない。

- 3 乙は、第2項の規定により第三者に委託し、又は請け負わせたときは、当該第三者を監督するとともに、当該第三者の行った作業の結果については、甲の指定に基づくものである場合を除き、一切の責任を負わなければならない。

(契約の解除)

第9条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、何らの催告を要せず直ちにこの契約を解除することができる。

- (1) この契約の締結後、甲の催促にもかかわらず正当な理由なく相当期間内に当該業務に着手しないとき。
- (2) この契約に違反し、甲が相当の期間を定めて催告したにもかかわらず、乙がその違反を是正しないとき。
- (3) 前2号に定めるもののほか、この契約に違反し、契約の目的を達成することができないと認められるとき。
- (4) 資力の低下等によりこの契約を履行できないおそれ（その不履行が軽微なものである場合を含む。）があると認められるとき。
- (5) 甲の信用を著しく失墜させる行為をしたと認められるとき。
- (6) 乙（乙が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この号において同じ。）が次のいずれかに該当するとき。

ア 役員等（乙が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、乙が法人である場合にはその役員、その支店又は常時業務の委託に係る契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であると認められると

き。

イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていると認められるとき。

ウ 役員等が、暴力団若しくは暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に、暴力団の維持若しくは運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

エ 役員等が暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められるとき。

オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

カ この契約の履行に係る必要な物品の購入契約その他の契約の締結に当たり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該相手方と契約を締結したと認められるとき。

キ 乙が、アからオまでのいずれかに該当する者をこの契約の履行に係る必要な物品の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（カに該当する場合を除く。）において、甲が乙に対して当該契約の解除を求めたにもかかわらず、乙がこれに従わなかったとき。

第9条の2 甲は、この契約に関し、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

(1) 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）第7条第1項若しくは第2項（同法第8条の2第2項及び第20条第2項において準用する場合を含む。）、第7条の2第1項（同条第2項及び同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）、第8条の2第1項若しくは第3項、第17条の2若しくは第20条第1項の規定による命令をし、当該命令が確定したとき。

(2) 乙（乙が法人の場合にあっては、その役員又は使用人）について刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は同法第198条の規定による刑が確定したとき。
（契約が解除された場合等の違約金）

第9条の3 乙は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、契約金額の10分の1に相当する額を違約金として甲の指定する期限までに甲に支払わなければならない。ただし、乙の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。

(1) 第9条第1号から第6号までの規定によりこの契約が解除された場合

(2) 乙がその債務の履行を拒否し、又は乙の債務について履行不能となった場合

2 次に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。

(1) 乙について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等

(2) 乙について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人

(3) 乙について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人

（損害賠償責任）

第10条 乙は、委託業務の実施に関して甲に損害を与えたとき、又はこの契約に定める義務を履行しないために甲に損害を与えたときは、直ちにその損害を賠償しなければならない。この場合においても、乙は、前条第1項の規定による違約金の支払を免れない。

2 乙は、委託業務の実施に関して第三者に損害を与えたときは、直ちにその第三者に対してその損害を賠償しなければならないものとし、甲は、その第三者に対して損害賠償の責めを負わないものとする。

第10条の2 乙は、この契約に関し、第9条の2各号のいずれかに該当するときは、甲が契約を解除するか否かにかかわらず、賠償金として、委託料の10分の2に相当する額を甲の指定する期間内に甲に支払わなければならない。委託業務が完了した後も同様とする。

2 前項の規定は、甲に生じた損害の額が同項に規定する賠償金の額を超える場合において、甲がその超過分につき賠償を請求することを妨げるものではない。

（秘密の保持）

第11条 乙は、委託業務の実施に当たり知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。

（個人情報の保護）

第12条 乙は、この契約による業務を処理するための個人情報の取扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を守らなければならない。

（疑義の決定）

第13条 この契約に関して疑義が生じた場合は、甲と乙が協議して定めるものとする。

この契約の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

令和7年 月 日

滋賀県大津市本宮二丁目9番9号

委託者 甲 地方独立行政法人市立大津市民病院
理事長 河内 明宏

受託者 乙

別表 透析用監視装置 20 台 スポット保守点検業務 仕様書

実施希望月：令和 8 年 1 月

【保守内容】

対象機器：ニプロ社 NCV-3G

台 数：20 台

項 目：以下のメーカー指定 12 ヶ月点検項目

項目	詳細
外観、接続チューブ、ケーブル類	接続チューブの状態（折れ等）
	排液管への接続状態
	ケーブルの破損・接続状態
	アース線の状態
	機能に影響する傷・変形等
	代表灯の点検
給液部または透析液受入部	フィルタの汚れ・漏れ・詰まり
	圧力スイッチの作動状態
	減圧弁の作動状態
	陰圧脱気機構の作動状態
	脱気槽の作動状態
	充填流量の確認
	チューブの状態（折れ等）
密閉回路部	電磁弁の作動状態
	流量表示
	ビュースポンジの作動状態・漏れ
	ビュースポンジ・ピストン部の汚れ
	ガスパージ時の作動状態
血液ポンプ部	流量表示と実流量の一致
	回転部のガタ・異音
内蔵血圧計部	エアフィルタの汚れ・漏れ・詰まり
シリンジポンプ部	表示と注入量の一致
	シリンジポンプの作動状態
	シリンジポンププールの緩み
監視・指示警報の作動	関連装置への連動
	温度警報
	静脈圧警報

監視・指示警報の作動	透析液圧警報
	漏血警報
	チューブ未装着警報（気泡検知動作）
	警報アラーム
	漏血警報（漏血検知校正）
電気試験	漏電ブレーカの作動
	漏洩電流
	アースした状態の確認
	停電バックアップ用電池の能力
	過電圧保護基板の動作確認
クランプ	クランプの漏れ（±1mmHg/2min）
その他の点検項目	気泡（Air）流れ有無
	密閉回路漏れチェック
	充填完了圧65～75kPa（0.66～0.77kgf/cm ² ）

以下の定期交換部品についての交換作業費用を委託料に含む。

品名	品番	数量
GVSフィルター	FI116ATERP265A00	20
GVSパッキン青キャップ用	01931500108	20
カプラーラインフィルタ	90404111001	60
SV2322S用ダイヤフラム	D3A540	200
ダイヤフラム D4A350	D4A350	260
PPフポート（2P-1P用）	/	20
バイトンO-リングG-50	G50	20
除気槽メッシュ用パッキン	01930200088	20
カプラー用パッキン	01931100028	40
PESカプラー用パッキン	90363014001	120

※定期交換部品については別途発注を行うため、部品代は本契約の委託料には含めない。

入札書の入札金額については、本仕様書に示す業務の委託料と、定期交換部品代の合計額（税抜）を記載すること。

別記

個人情報取扱特記事項

（基本的事項）

第1 乙は、個人情報（個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第2条第1項に規定する個人情報をいう。以下同じ。）の保護の重要性を認識し、この契約による事務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

（責任体制の整備及び報告）

第2 乙は、この契約による事務における個人情報の取扱いの責任者及び業務従事者の管理体制及び実施体制を定め、甲に書面で報告しなければならない。

（秘密の保持）

第3 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

（取得の制限）

第4 乙は、この契約による事務を行うために個人情報を取得しようとするときは、その事務の目的を明確にし、当該目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ適正な手段により取得しなければならない。

（適正管理）

第5 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報について、漏えい、滅失又はき損の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

（廃棄）

第6 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報について、保有する必要がなくなったときは、確実かつ速やかに廃棄し、又は消去しなければならない。

（目的外利用及び提供の禁止）

第7 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報を、契約の目的以外の目的のために利用し、又は第三者に提供してはならない。ただし、甲の指示がある場合は、この限りでない。

（複写又は複製の禁止）

第8 乙は、この契約による事務を行うため甲から提供を受けた個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。ただし、甲が承諾したときは、この限りでない。

（再委託の禁止）

第9 乙は、この契約による個人情報を取り扱う事務を、第三者（乙の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。）を含む。次項において同じ。）に委託してはならない。ただし、甲が承諾したときは、この限りでない。

2 前項ただし書の規定により、第三者に委託する場合にあっては、乙は、受託者に対し、当該委託で取り扱う個人情報の安全管理が図れるよう、必要かつ適切な措置を講じなければならない。

(資料等の返還)

第10 乙は、この契約による事務を行うため甲から提供を受け、又は乙自らが取得し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等は、この契約の終了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

(従事者への周知等)

第11 乙は、この契約による事務に従事している者に対し、在職中及び退職後においても当該事務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないこと等、個人情報の保護に関し必要な事項を周知し、及び遵守させなければならない。

(調査)

第12 甲は、乙がこの契約による事務を行うに当たり、取り扱っている個人情報の状況について、定期的に、及び必要に応じ随時に調査することができる。

(指示及び報告)

第13 甲は、乙がこの契約による事務に関して取り扱う個人情報の適切な管理を確保するため、乙に対して、必要な指示を行い、又は必要な事項の報告若しくは資料の提出を求めることができる。

(事故報告)

第14 乙は、この個人情報取扱特記事項に違反する事態が生じ、又は生じるおそれのあることを知ったときは、直ちに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

(契約の解除)

第15 甲は、乙がこの個人情報取扱特記事項に定める義務を果たさない場合は、この契約の全部又は一部を解除することができる。

(損害賠償)

第16 乙は、この個人情報取扱特記事項に定める義務に違反し、又は怠ったことにより甲又は第三者が損害を被った場合には、その損害を賠償しなければならない。